

□地区計画・沿道整備計画の区域内における行為の届出について

- ・国道23号線四日市沿道整備計画については「沿道地区計画の区域内における行為の届出書」の様式にて提出してください。
- ・地区計画区域内で建築等の行為を行う場合は、当該行為に着手する日の**30日前**までに届出が必要です。
※届出に係る事項を変更した場合も、変更に係る行為に着手する日の**30日前**までに届出が必要です。
- ・提出部数は**2部**となります。内容確認後、1部を返却します。
- ・代理の方が届出をされる場合は、**委任状**を添付して下さい。

□地区計画届出書(沿道地区計画届出書)の添付書類

		地区名	小林 A地区 B地区 C地区 D地区	新正 住宅街区 住宅・業務街区 業務街区	日永	生桑 A地区 B地区	桜今井	尾平	波木 A地区 B地区	緑丘	別山 A地区 B地区	中村 工業	上海老 大沢 工業	山田 工業	西坂部	東坂部	小古曾	下海老	上海老 A地区 B地区	高花平	川北 工業	国道 23号線		
		明示すべき事項																						
1	付近見取図	縮尺1/2500以上の都市計画基本図に建築敷地を明示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	配置図	建築物等の用途	○	○ 住宅・業務街区 業務街区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		地区計画道路の位置	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	—	
		地区計画において定められた外壁の後退距離の限度の線	—	○	—	○	○	○	○	○	○	○ A地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
		駐車場、工作物、広告物、空地の遊水性・透水性 等	○ B地区 C地区 D地区	—	—	○ B地区	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—
		建蔽率、容積率、敷地面積の制限 (※国道23号線四日市沿道地区計画については間口率の制限)	—	○	—	○ B地区	—	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
3	各階平面図	各室の用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	床面積求積図	敷地面積、建築面積、延べ面積	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	立面図 (2面以上)	平均地盤面からの高さ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		外壁、工作物・広告物等の着色	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1	—	○ ※1	路面の中心からの高さおよび外壁の仕様
		高さ制限に関すること	—	—	—	—	○	—	—	○	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	—	—	
6	外構図 (平面図・立面図)	垣、柵の位置・高さ・仕様、植栽、擁壁、汚水枡(※必要に応じて着色)	—	—	—	○ B地区	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○ A地区	○	○	○	—	

- ※1 マンセル表色法による色相及び彩度を記入してください。
- ・上記の他に必要に応じて地区計画の制限の内容の記入及び参考となる資料を提出していただく場合があります。

□土地の区画形質の変更を行う場合にあっては、付近見取図、造成平面図、造成断面図を添付してください。

※開発許可申請を行う場合、区画形質に関する地区計画の届出は不要です。

□木竹の伐採を行う場合にあっては、付近見取図、配置図を添付してください。(樹林地、草地などの保全制限がある場合のみ)